

「KN012 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド」に係る食品健康影響評価に関する審議結果についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和8年6月25日～令和8年7月23日
2. 提出方法 電子メール（ホームページ上）、ファックス及び郵送
3. 提出状況 2通
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

No.	意見・情報の概要 ^{※1}	食品安全委員会の回答
1	○遺伝子組み換え食品の歴史は浅く、長期的影響は未解明 ○「悪影響が認められていない」だけで承認するのは科学的に不十分 ○腸内細菌への影響を評価項目に追加すべき ○複数の農薬・添加物・GM成分の複合影響を評価すべき ○申請者（メーカー）提出データだけに依存する評価は不十分 ○独立した第三者研究を義務化すべきです。	食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。 本食品は、その製造過程で最終的に遺伝子組換え微生物（遺伝子組換え体）が除去され、高度に精製された非タンパク質性の食品として評価を依頼されています。このため、予期せぬ不純物、相互作用、長期的な影響が生じる可能性等を含めた安全性を確認するため、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した指針^{※2}に基づき、 1）まず、製造工程において生産菌及び副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されていることを確認しました。 2）さらに、市場流通品である非組換え微生物由来の β-ニコチンアミドモノヌクレオチドと非有効成分に関する分析結果の比較を行い、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないことを確認しました。 以上のことから、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断しました。
2	問題は次の通りです 遺伝子組み換え食品の歴史は浅く、長期的影響は未解明 悪影響が認められていない、だけで承認するのは科学的に不十分 腸内細菌への影響を評価項目に追加すべき 複数の農薬、添加物、GM成分の複合影響を評価すべき 申請者提出物だけに依存する評価は不十分 独立した第三者研究を義務化すべき 消費者が理解できる形で評価書を公開すべき	

		食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。 また、本食品の専門調査会における審議は、「食品安全委員会の公開について」(平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定)に基づき非公開で実施いたしましたが、審議経緯等については、遺伝子組換え食品等専門調査会資料として食品安全委員会ホームページで議事録等を公開しています。なお、食品安全委員会 HP では、一般消費者を含む皆さまが食品健康影響評価を理解するために知っておいていただきたい用語を整理したものを公開^{※3}しております。
--	--	---

※1 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。

※2 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」(「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」(平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定) 別添)

※3 食品の安全性に関する用語集 (<https://www.fsc.go.jp/yougoshu.html>)